本学の入学者選抜に志願を予定されている皆様へ

「こども性暴力防止法」が

2026 年 12 月 25 日にスタートします。

～実習生も性犯罪前科の有無の確認が求められる可能性があります～

こども性暴力防止の施行により、学校・保育所など、こどもに対して教育や保育を行う事業者には、性暴力を防ぐための取組が求められます。このため、本学で行う看護学実習や養護実習においても、実習施設から性犯罪の前科の有無について確認が求められる場合があります。

以下の内容を十分にご理解いただいたうえで、出願をご検討ください。

１．特定性犯罪事実確認について

本学の看護学実習および養護実習を履修する学生に対して、実習施設から法に基づく犯罪事実確認が行われる可能性があります。

この手続において特定性犯罪の前科が確認された場合、児童対象の性暴力等のおそれがあるとの判断の下、児童等に接する実習を行うことはできません。

２．資格取得について

実習を行うことができない場合、看護師国家試験の受験資格または養護教諭の教員免許状の取得要件を満たすことができません。

３．卒業要件について

看護学実習を行うことができない場合、本学の卒業要件を満たすことができない可能性があります。

４．「同意書」および「誓約書」の提出について

ご入学前に、上記１～３についての同意書および特定性犯罪の前科がないことに関する「誓約書」をご提出いただきます。

【参考】こども性暴力防止法について

制度の詳細については、以下のウェブサイトをご覧ください。

こども家庭庁「こども性暴力防止法」

https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou

【本件についての問合先】

日本赤十字東北看護大学　入試・広報課（018-829-3759、koho@rctohoku.ac.jp）